

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 193 「親会社が自社株式オプションを子会社の従業員等に付与する場合の会計処理について」

今回は、親会社が自社株式オプションを子会社の従業員等に付与する場合の会計処理について、ご説明いたします。

### 1. 自社株式オプションとは

「自社株式オプション」とは、自社の株式(財務諸表を報告する企業の株式)を原資産とするコールオプション(一定の金額の支払により、原資産である自社の株式を取得する権利)をいう。新株予約権はこれに該当します。

なお、ストック・オプション等に関する会計基準においては、企業が、財貨又はサービスを取得する対価として自社株式オプションを取引の相手方に付与し、その結果、自社株式オプション保有者の権利行使に応じて自社の株式を交付する義務を負う場合を取り扱っています(ストック・オプション等に関する会計基準第2項(1))。

### 2. 親会社が自社株式オプションを付与する場合

親会社が自社株式オプションを子会社に付与する場合、親会社自身の子会社に対する投資価値を結果的に高めるようなサービス提供を期待していると考えられるため、取引における対価性が認められるとの判断から、親会社の個別財務諸表においてストック・オプション等に関する会計基準に準拠した処理が必要とされます(ストック・オプション等に関する会計基準第24項)。

#### (1) 子会社の報酬体系に組み入れられている等の場合

子会社においても自社の従業員等に対する報酬として位置付けられている場合には、子会社の従業員等に対する当該親会社株式オプションの付与と引き換えに従業員等から提供された上記サービスの消費を、子会社の個別財務諸表においても費用として計上します(「給料手当」などの科目名称を用いる)。

この場合、子会社の個別財務諸表においては、同時に、報酬の負担を免れたことによる利益を特別利益として計上します(「株式報酬受入益」などの科目名称を用いる)(ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針第22項(2))。

(連結財務諸表上の会計処理)

連結財務諸表においては、親会社が自社株式オプションを子会社の従業員等に付与する場合でも親会社の従業員等に自社株式オプションを付与しているものと変わらないので、子会社の個別財務諸表上の「給与手当」と「株式報酬受入益」とを相殺消去します(ストック・オプション等に関する会計基準 設例 5-2)。

(2) 子会社の報酬としては位置付けられていない場合

子会社の個別財務諸表において会計処理を行う必要はありません

(適用指針第 22 項 (3))。